

平成27年12月2日

生駒市議会議長 中谷尚敬様

企画総務委員会委員長 吉波伸治

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成27年10月20日(火)～21日(水)
- 2 派遣場所 神奈川県相模原市、神奈川県藤沢市
- 3 事 件 行政情報の公開と活用促進について
- 4 派遣委員 吉波伸治、塩見牧子、井上充生、竹内ひろみ、恵比須幹夫、神山 聡
- 5 概 要 別紙のとおり

企画総務委員会視察報告書

視察先	神奈川県相模原市
施策等の名称	行政情報の公開と活用促進について
視察の目的	<p>市民による行政保有情報取得の権利を保障し、市民が容易に情報を取得できるための仕組み、体制を整備し、公共の情報を市民と共有することは、市政の透明性・信頼性を高めるとともに、市民参加・協働の推進、行政の効率化を図ることにつながる。</p> <p>生駒市における情報公開、情報提供を推進し、市民による行政情報の利活用を促進するため、相模原市の以下の取組について調査を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市公式ウェブサイト作成の在り方について 2. オープンデータの取組について
施策等の概要	<p>1. 市公式ウェブサイト作成の在り方について</p> <p>(1) ウェブユーザビリティ（使いやすさ）についての取組</p> <p>(2) ウェブ上での情報公開と掲載情報の充実に向けた方針・体制</p> <p>※取組の前提となる情報マネジメント推進計画目標</p> <p>市民の視点に立った「利便・活力・効率」の向上</p> <p>→基本コンセプト：市民・利用者の目線に立った編集</p> <p>■アクセシビリティ（求める情報に到達できること）の向上に向けた取組</p> <p>●誰もが利用しやすくするための配慮事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報マネジメント推進計画 JIS 規格に基づき、インターネットの利用習熟度、障がいの有無にかかわらず、誰もが見やすくなるようユニバーサルデザインを採用。 ・機種依存文字使わない。 ・文字大きさを変えられる。 ・単語の途中にスペースや改行を入れないことで、読み取りソフトウェアに対応しやすいように配慮。 ・ページ内容的確に簡素で分かりやすく表記。 ・ダウンロードにあたってファイルのサイズを明記。 ・どんな画像か説明テキストを埋め込んでおく。 ・視覚障がい者に対応するため、色のコントラストを鮮明に。 <p>《取組のチェック》</p>



H26.5月 試験（委託業者のほうで40ページほど選択しアクセシビリティを検査）においてAA準拠の目標等級を達成。（AAAが最高だが、ほぼない。）

■使いやすさへの配慮

情報マネジメント推進計画の目標「透明性の拡大と情報提供の充実」の実現のため、

- ①行政情報の充実
- ②メニュー再構築
- ③コンテンツの充実

以上3点をH26年HPリニューアルの柱とする。

■市ホームページリニューアルについて

●わかりやすく・見やすいデザイン

- ・トップページにはシティセールス、イベントPRを目的とした市の魅力を発信するビジュアルエリア。トピックスは日々更新。
- ・関連あるページやバナーをまとめ、統一感あるデザインで、見やすさと検索しやすさを追求。
- ・的確に情報が求められるように特設サイトを開設し、集約。
- ・市民のアクセスの多い「施設案内」にマップを導入したり、「イベント情報」についてイベントカレンダーを設置したりして検索機能を強化。
- ・子どもの利用も増えており、相模原市子ども専用サイト「さがみはらキッズ」を平成27年4月に開設。（学校のPCルームからも連携してアクセス可能）
- ・情報を探しやすくするため「検索窓」を大きくしトップページに配置。（導入時Google検索を使用していたが、検索機能が昨年8月ごろ低下したため現在はYahoo!検索を使用）
リニューアル前にインターネットによるアンケートを行い、検索機能が悪いと指摘を受けたため、あいまい検索でもヒットするように修正。
- ・FAQの設置、SNSの活用。（facebookの内容については、担当課から申請があれば規約に基づき提出され、公開される。広報課が審査するわけではない。）
- ・各ページにアンケートボックスを設置。（月に700件ほど回答。選挙など、そのときの話題のページに回答が集まる傾向）

- ・スマートフォン版 HP を開設（パソコン版と切り替え可能）、現在 40 パーセントがスマートフォン版利用されている。
- ・外国人のみやすさを考え、自動翻訳機能を導入。（①中国語、②韓国語、③英語の順に利用度が高い。）

■その他

- ・議会ホームページとは完全に分離している。
- ・リニューアル費用は、ソフト変更がなければ 2000～3000 万円。
- ・サーバー更新に合わせ 5 年間でリニューアルしている。
- ・作成基準について、画像エリアなど全市民にかかわるものは作成基準、決まりはあるが、どういう情報を出していくかについては、所管課が紙ベースで更新内容を広報課に渡し、広報課が更新。

2. オープンデータの取組について

(1) 導入経緯（自治体ソリューション 8 月号参照）

- ・導入期間：平成 25 年 12 月から平成 26 年 3 月
- ・情報マネジメント推進計画（統括監は企画財政局長）ではオープンデータはうたっていなかったが、施策 1-2 「行政の透明性拡大と市民ニーズに対応した情報提供の充実」で取り組むことに。
- ・議会質問や国の取組も後押し。

《導入に向かっての庁内での動き》

以下の会議等を経て、オープンデータ推進を意思決定。

- ・総務室、広報課、情報課など関係部署による会議
- ・村上文洋三菱総研研究員による講演会開催
- ・市の HP からオープンデータ可能なデータ調査*

*調査に当たっては、著作権なく公開できるものを提出してもらったため、公開にあたってはふるい分けが必要だった。先行して現在のものを公開しているが、再度全庁調査をかけているところ。

(2) 体制整備

- ・「相模原市オープンデータ事務取扱要領」（庁内向けきまりごと）を策定し、情報政策課長が運用管理。
- ・「相模原市オープンデータ利用規約」を策定し、データに誤りがあった時の責任回避のため免責事項を規定。

(3) 実施上の留意点

ア. CSV のデータ形式で提供、広報紙もテキストファイルに。

単にこれまでのデータを CSV にすればいいというのではなく、座標情報追加など現データの修正の必要がある。(実質 2000 件)

作業についてデータ成型は情報課が行う。二次利用を完全できるように CSV ファイル成型を少し前から始めていた、作業は導入直前の 2～3 月に集中。成型作業を委託している自治体もある。

提供するデータとしては、建設、医療福祉のニーズが高い。ニーズの掘り起こしはしているが更新頻度が高いものは担当が大変になる。

作業にあたったのは、所属によってまちまちだが若い職員が多い。なかには課長補佐級職員も。

今はデータの種類を増やすことに注力

イ. データを出してもらわないとオープンデータは進まないのもデータ所管部門継続して周知、啓発。

職員研修を実施し、情報課推進者を各課 1 名以上配置する方向。(現在は情報課が実施)

ウ. 公開データの更新漏れを防ぐため、情報政策課が更新状況をチェック。今後は担当課がデータを成型していけることを目指す。

(4) 活用状況

●民間企業等での活用

- ・避難場所情報を (株) ナビタイムが提供する検索サービスに追加
- ・「マイ広報紙」(全国の広報紙を集めてサービス展開) …広報紙をオープンデータ化(一般社団法人オープン・コーポレイツ・ジャパン) 行政はテキストファイルを提供するだけ。「民間が利活用を」というのが本来趣旨。

●市民・企業等への利活用促進

- ・さがみオープンデータ推進研究会(県内 10 自治体と情報学科を持つ 3 大学で組織)
- ・アイデアソンを開催
利活用されることが望ましく、今後も環境を整えていきたいが、市としてアプリを作る計画はない。公募で作ってくださいというスタンス。

(5) 今後の課題

●公開データ種類の拡大

	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえたデータ公開の推進（ただし、現在のところアンケートを取っているわけではないので、国の出しているガイドライン、戦略の範囲で考えている。） ・Code for Kanagawa のように市民が関心をもってハッカソン、アイデアソンなどの実施事例もある。 ・スキルを持っている方と連携しないと活用はむずかしい。 <p>●近隣自治体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活圏や地域特性を踏まえたオープンデータの取組が必要。 ・「九都県市首脳会議」 →避難所データのアプリを作りたいということで始めたが、そこまでいけなかった。（持っている情報が異なるので、なかなかまとまらなかった。）利用規約を作った程度であとは個別にオープンデータ化。首長の意識啓発には寄与した。 <p>●民間活用の推進に向けた施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいビジネスの創出につなげるため、企業が使いたくなるデータの提供を検討。
委員の意見・考察等	<p>(1) 市公式ウェブサイト作成の在り方について</p> <p>■総合的な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単なる「使いがっつての良し」ウェブサイトづくりではなく、ユニバーサルデザインという都市づくりの一環として作成・運営されることで、アクセシビリティ（誰もが利用できる）の高い公式ウェブサイトが自ずと可能となると思わせられた。 ・電子申請や電子申告の利用率が伸び悩んでいたことから、Web Usability（使いやすさ）の向上が図られた。スマートフォン用のホームページを開設、アクセス数の40%を占めているなど、興味深い。 ・本市と同じく、ホームページに何を掲載するかは担当課にゆだねられているが、市民が欲しい情報が提供できているか、市民が見やすいツクリになっているかを検証する場があればユーザビリティの向上につながると思う。 <p>■更新時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市はホームページのリニューアルを5年単位で定期的な更新を行っているが、ITの変化が速いことから、市民にとって使いやすいホームページであるためには、本市でも5年単位など定期的なリニューアルを計画することを検討すべきである。

■ユニバーサルデザインについて

- ・JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」は、本市でも検討の余地があり、他自治体の事例をさらに調査し、好結果が得られる確証がつかめるならば、取得を目指しても良いかと考える。

■子ども専用サイトについて

- ・本市ホームページでは、上下水道部など限られた行政分野の子ども用のページはあっても、市政全般にわたる子ども用専用サイトは存在しない。18歳以上への選挙権付与の実施も踏まえ、是非本市でも導入を検討すべきと考える。

■翻訳機能について

- ・本市ホームページでは、Googleの翻訳機能で多くの言語選択ができるが、市関連の外部サイトへの多言語翻訳機能は適用されておらず一考を要する。

■ネット経由アンケートについて

- ・タイムリーな事柄については、情報修正や追加発信、新たな行政判断などを迅速に行うための重要なツールにも成り得るので、さらなる研究が必要と考える。

■検索機能について

- ・検索機能に問題があったGoogleからYahooに素早く設定を変更した機動性が本市にも求められる。

■ユーザビリティについて

- ・フラッシュ機能により見やすく飽きがこないデザインとなっているトップページなど参考にすべきである。

(2) オープンデータの取組について

■総合的な意見

- ・行政が保有する膨大な公共データは視点を変えることで、財産としての大きな可能性を秘めたものであるという考え方は、「オープンデータにより市民への情報開示を促進する」という考え方とはまったく別の次元の話であり、オープンデータの効用は計り知れない将来性を期待できる。
- ・オープンデータを進めるにあたっては、現データの成型、オープンデータの掘り起こし、更新漏れ防止に留意することが肝要である。

■成型作業について

- ・データの成型作業は、本市のマンパワーも考慮に入れ、外部委託を含

め比較検討していく必要がある。ただし外部に頼りすぎると、内製化の人材が育たないというマイナス面もあり、いずれを選択するのか慎重に検討すべきである。

- ・成型に必要な技術を持つ職員を各課に増やすことが結果的にオープンデータ化の促進につながり、人員配置の配慮と研修が欠かせない。

■運用職員体制について

- ・オープンデータ化を促進するため、若手が主体となり存分に力を発揮できる体制を構築すべき。単純に若手の業務量が多くなるのではなく、それなりの立場と権限を与え、リーダーシップを発揮できるよう配慮していかねばならない。
- ・すべての行政分野に関する情報を適切に管理できる組織と責任者（統括監）の配置が必要。担当課任せでは、最終的な責任の所在が明確でなく、ほころびを見逃し易くなる。
- ・導入時にはデータの掘り起こし、整理、更新作業など事務量が増えるため、オープンデータの取組の質を維持していくためには全庁的な取組体制を整備し、担当職員の養成を計画的に行う必要があると考える。
- ・成型作業など導入時には集中的な取組が必要と思われる。
- ・事務の効率化、継続性確保のためデータ化をそれぞれの担当課が出来るように目標を設定すべきである。

■活用・推進について

- ・アプリの開発・運用をどこまで担ってもらえるのか、民間団体との交流と持続性の検証とともに十分な協議と合意が必要である。
- ・アプリは頻繁に更新する必要があるので、市でなく民間で作成、メンテナンスも市ではしないなど、実情に合わせたやり方で進められているのは納得できる。
- ・広報紙情報のテキストデータ化は有用と感じた。
- ・九都縣市による研究会発足のような周辺自治体との連携も推進に必要だと考える。
- ・オープンデータの検索バナーをトップページに載せることも推進に有効と考える。
- ・本市ではすでに Code for Ikoma によるアプリ作成やアイデアソンなどの動きが民間で見られるため、情報を提供していく行政側がその動きに呼応できるよう積極的にオープンデータ化に取り組む必要がある。

企画総務委員会視察報告書

視察先	神奈川県藤沢市
施策等の名称	行政情報の公開と活用促進について
視察の目的	<p>市民による行政保有情報取得の権利を保障し、市民が容易に情報を取得できるための仕組み、体制を整備し、公共の情報を市民と共有することは、市政の透明性・信頼性を高めるとともに、市民参加・協働の推進、行政の効率化を図ることにつながる。</p> <p>生駒市における情報公開、情報提供を推進し、市民による行政情報の利活用を促進するため、藤沢市の以下の取組について調査を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報公開の取組 2. IT 推進の取組 
施策等の概要	<p>1. 情報公開の取組</p> <p>(1) 情報公開制度の運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知る権利の保障と開かれた市政推進を目的とする「藤沢市情報公開条例」に基づき運用。 ・原則、公開している。(個人情報保護が必要な場合を除き) ・昭和 60 年 9 月 透明性の向上と民主的な市政を目指し改正。 ・運用状況は市議会定例会に毎年 6 月定例会で報告。 ・市政情報コーナーにおいて情報提供、有償刊行物販売 ・求めている資料がすべて公開できる場合は、手続きを経ないで提供している。 <p>誰から請求があっても同じ状態で提供できるものは請求手続きが不要で情報提供している。契約書類であるとかプロポーザルの審査結果であっても、一度請求があったもので、非公開部分がまったくなくすべてを公開できるものあれば、市政情報コーナーに配架。(土木工事はほとんど配架。建築系は著作権などの問題あり一部非開示で配架できないこともある。)</p> <p>提供しているがあえて市からの開示決定通知をほしがる市民もいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成する文書については行政文書取扱規定に則るだけで、その他の細かい規定はない。 <p>●公開請求があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管担当課特定し、請求受付時に求める文書が何か、担当課も同席、

連絡しながら、くまなく聞き取りを行い特定している。公開の諾否の決定は各所管で行う。請求があって諾否決定まで 15 日以内。

承諾は、すべて公開。一部承諾は、一部不開示。不存在は、作成するまでもなかったため作成していない、保管年限を超え保存期間を超え廃棄したものなど。請求するまでもなく提供できる場合は「取り下げ」の処理。何人も請求者になれる。

※情報公開請求件数の多い理由

文化関係（例：藤沢市史ブックレット購入）

都市基盤（例：都市計画図、総括図、工事設計図書購入（担当課が異なると件数があがる。））

●不服申し立てがあった場合

- ・情報公開審査会（第三者的機関、委員の任期は 2 月 1 日から 2 年）に諮問され、実施機関が行った諾否決定に対しての合否を判定する。
- ・不服申し立てからの諾否まで平均して半年から 10 か月かかる。期間に定めはないが、申し立てのあと、実施機関に知らせて「この内容だったら出し直しできる」という場合は審査会への諮問には至らない。実施機関に戻しても当初の決定どおりの場合、非公開理由説明書を請求者に送付。意見のやりとりを行い、意見が全て出たあとに、審査会に諮問。
- ・不服申し立て後、諾否決定までの時間のことも、請求者と相談させてもらう。裁判になることもあるが、かえって時間がかかる。「速やかに」とは用語に定めるが特定期間はない。ケースバイケースで事情を確認しながらになる。

●情報公開運営審議会

- ・よりよい制度への改善を図るため、情報公開条例に基づき設置。（情報公開審査会は不服申し立てがあった場合に個別事例について公開の諾否を審査。運営審議会は事例を検討しながら制度の運用が正しかったかどうかについて検討し、改善につなげる）
- ・任期は 4 月 1 日から 2 年。
- ・市民公募委員も入っている。（選考要綱に基づき、選考。作文を課している。任期はより多くの方に市政に関わっていただくため 2 期まで。）
- ・年 4 回程度開催。

* 審議会について

原則公開の会議（会議開催 2 週間前までに市民周知）

個人情報含まれているものは非公開（ただし非公開理由を明確に

する)

●文書目録検索システムについて

- ・端末機を市政情報コーナーに設置
- ・職員が起案した文書の目録を検索できるシステム
- ・起案するとき文書を公開か一部公開かを判定するので、公開文書しかみられないが、明治時代のものからある。
- ・平成12年以前の目録と平成12年以降とでシステム上の問題で2か所検索



- ・起案時から目録ができる仕組みで、目録に載せるか載せないかは担当者の起案責任者（各課の所属長）の判断。
- ・索引を見て起案文書が情報公開請求できる仕組みなので、非公開のものを目録に載せない（個人情報等を特定してしまう文書など）ときは文書の存在が分らなくなるが、非公開理由はほとんど個人情報提供になるもので危険回避のため。それでも知りたい場合は直接情報公開請求し、それで出せないときは非開示決定。目録に載せるかどうかは一時決定に過ぎない。

(2) 情報提供の推進について

- ・市民に手間をかけさせず、より多くの情報を提供するにはどうしたらいいかとの考えのもと取り組まれている。
- ・市政情報コーナー（仮庁舎）
自由に入出りできて資料閲覧可能（配架資料はすべてコピー可能）
- ・文書館および市民相談情報利用者数年間約4700人
(説明のあと文書館（市政情報コーナー）の視察も行い、検索システムの使い方や配下資料の確認を行った。)



2. IT 推進の取組

(1) オープンデータの取組について

① 導入経緯

2013年

- ・財団法人地方自治情報センターLASDECの共同事業でオープンガバメントの観点で調査研究を開始
- ・湘南広域都市行政協議会の広域情報部会で重点課題に

2014年

- ・公開サイト開設
- ・総務省の「自治体オープンデータ推進ガイドライン」の策定にも藤沢市職員が参画
- ・アプリコンテスト実施
- ・県とも連携
- ・GISシステム「ぐるっとふじさわマップ」公開

② 実施に向けた体制整備、実施上の留意点について

- ・「藤沢市オープンデータライブラリ」開設にあたり利用規約を作成し、著作権の取り扱いや責任範囲を定める。
- ・市のHPで公開されている統計データをピックアップし、関係所管で準備できたものからデータをもらって推進課で順次公開（PDFからエクセル・CSVへ）

・【庁内体制】

IT推進本部会議

プロジェクトIT推進リーダーを各課に配置

研修会を年に3回開催。

副市長がCISOとなって、セキュリティ委員会・IT課題・全庁のITの3つの会議体で取組を進めている。

16名中9名は情報調整相談役（まずは相談するという体制整備）

・【体制整備】

今の業務量プラスαで実施。業務量が増えると困難になる。

HP始まったころと同じで負担が増えると尻込みするところが多く、スモールスタートで。

HP更新したらオープンデータが自然にできるようなことを目指している。

③ 掲載データの活用状況について

- ・ニーズ把握のためコンテストを実施。アイデア、アプリを募集。
受賞作品：

《アプリ部門》

- ・車いすに設置して段差測定し、どういうルートをたどれば安全であるかをアプリに。
- ・ゴミ出しアプリ。

《アイデア部門》

- ・仮想の土地を使って環境問題をゲーム感覚で考えられるアプリのアイデア
- ・アプリコンテストでは防災避難施設以外の公共施設、公園などの情報を提供したが、店開設情報や閉店情報など庁内でまとめたデータなく公開できないものも。
- ・アプリの運用主体は応募者。
- ・茅ヶ崎市でもごみアプリを利用しており、項目合わせについてなど協議している。自治体が持っている情報は共通項が多い。全国どこにいても使えるアプリが望ましい。
- ・GIS をベースとする「ぐるっとふじさわマップ」*を防災科学研究所と共同開発し、行政保有の都市計画マップ等を公開。
GIS はかつては庁内での活用だった。さきに行政が情報提供できる「田園マップ藤沢」（市民参加型の GIS）を提供していたが、3代目として市民も使える公開型の GIS に機器入れ替え。

*ぐるっとふじさわマップ

オープンソースの「e コミマップ」を活用することで多様な形式での公開が可能。システム上で形式変換できるので事務削減にもなるし、世界で使われている地図を取り込むことで相互利用を図れる。地区ポータルサイトとしても様々に利用している。

- ・データとアプリが1：1ではなく、民間が企業活動の中で使って、それが市民にかえてくるのが大事。行政がアプリを作ることは好ましくない。
- ・利活用アイデア、バリエーションを増やすことは大事

④ 今後の課題について

- ・庁内理解促進が職員の中でも課題と感じられている。
- ・公開データを増やすため、機械的に利用しやすい形式にすることを模索
- ・オープンガバメントの視点をもって公開

(2) 藤沢市地域 IT 推進会議について

・情報システム部門は運用管理とセキュリティ、活用、地域の情報化の推進がミッション。

→何をすべきか？地域に対する情報発信

地域課題はなんなのか？意見集約

・平成13年から、推進会議地域課題を集約して情報化を推進することを目的に設置。

開催は年2回程度 一回2時間程度

・構成員15名 任期2年（委員長 慶応大学総合政策学部学部長）

・テーマを設定、周知したうえで当日議論していただく。会議で上がった議題意見を集約し、「藤沢市IT推進指針」や関連施策や事業へ反映。

例：マイナンバー始まることによるセキュリティ心配事項に対して
セキュリティ強化反映

情報弱者ITリテラシーの強化

・高齢者層への施策がメインだが、今後は青少年への情報モラルや活用の教育へ。

*藤沢市IT推進指針

藤沢市はビッグデータ活用推進国の研究事業（文科省）においてビッグデータを行政サービスにどう活用できるかの研究のフィールドになっている。

「地域IT基本計画」という名称のところまだ多いが、ITはあくまで道具。上手に使うためにはどうしたらいいのかではなく、「藤沢市市政運営の総合指針」の目指す「郷土愛あふれる藤沢」の実現のために情報をうまく使ってくださいというためのもの。いつまでに、これをやるという実施事業を示す段階ではない。

委員の意見・
考察等

(1) 情報公開の取組

●総合的な意見

- ・市民の手間をかけずに情報を提供することが職員に意識されており、市民への情報公開、提供に対する積極的な姿勢が、市として醸成されていると感じた。
- ・情報公開申請に対して、拒否の場合は理由を明確にし、丁寧に説明するなど、市民への対応が丁寧であるとの印象をもった。

●情報検索システムについて

- ・情報公開にとって、どんな情報（行政文書）があるのかを認識できることが必須事項の1つであり、きめ細やかな情報公開の在り方、なかでも情報公開システム（平成13年度以降作成の行政文書目録検索）・公文書検索システム（平成12年度以前の永年保存行政文書検索）・刊行物検索システムは当市でも導入すべきものと思われる。
- ・職員が起案した文書で非公開部分のないものの目録を作成し、情報公開センターでの閲覧に供している。よく整備され、市民が利用しやすいように配慮されているのが感じられた。

●文書館（市政情報コーナー）について

- ・一度情報開示請求があつて全部開示できるものは市政情報コーナーに配架して自由に閲覧に供してしまうなど、市民にとっても行政にとっても開示手続きの手間が省けることになる。本市でも市政情報コーナーの充実を図るべきである。
- ・予算書、計画書などの販売は本市でも行い、各所管課を回らずとも文書館ですべての行政図書を購入できるようにすることが望ましい。

●情報公開制度の運用について

- ・市民から情報公開の申入れがあつた場合、▽すぐに資料提供▽公開請求の手続きが必要▽却下——を迅速に判断できる基準を持ち、対応していけるかが課題。市民から情報公開の判断が本市で適切に成されているかの検証が必要かと考える。
- ・公開請求された情報の所管振り分けの正確さ、迅速さも求められる。本市において、公開請求された情報の所管振り分けがいかになされているのか、検証が必要と考える。
- ・審議会の開催通知は2週間前までということをも本市でも徹底すべきである。

●職員体制について

- ・藤沢市の各取組は、人員体制・費用などの面で、本市での実施は難しいものがあるが、具体的な施策に先立って、何よりも職員ひいては組織全体の意識醸成が重要と考える。

(2) IT推進の取組

●総合的な意見

- ・「IT はあくまでも市政運営の道具である」という言葉はもつともであり、オープンガバメントの目的を見失うことがあってはならず、全庁的に ICT ガバナンスが行われることが肝要である。
- ・①市民にとり有用なものをできる限り提供する、②オープンソースも活用し外部団体が公開する情報とも連携する、③情報更新を滞らせない、④優れたアプリを作成する、などは当市でも取組の基本とすべきものである。
- ・将来的にデータ化を職員が行うのではなく、ソフトやサービスにより誰でもデータ化が可能になる時代が来る。その先駆けの時代が今であり、時代の潮流に乗ることが大切だという認識を職員が持つことが必要である。

●IT 推進指針について

- ・「藤沢市 IT 推進指針 (改訂版)」に類するものが本市でも必要なのか、また類するものがすでにあるのか、調査・検証が必要。

●オープンデータの作業について

- ・IT 導入黎明期と同様、現場における抵抗感を乗り越え、オープンデータ化作業をいかに推進していくかを考察すべき。
- ・「ホームページ更新と同時にオープンデータ化」は本市でも一つの理想であり、目標とすべきと考える。
- ・「オープンデータライブラリ」上で、オープンデータ化してほしい情報の募集、更新状況の随時掲載、データ化できた情報の一覧掲載を行っていることは推進に有効であると考えている。

●e コミマップについて

- ・オープンソースである e コミマップの利用に関する可能性調査を一つの選択肢として行うべき。また他の適切なツール、手法があるのかも

あわせて調査していく必要がある。

●推進体制について

《庁内》

- ・IT推進本部（16名）、各課に推進リーダーを置くなど、IT先進自治体となるだけの体制がとられていることが、各課では、忙しい業務の傍ら、取組がもう一つ進まないのが悩みのようなようであった。職員の啓蒙や研修に努めているが、足踏みの原因となるため、負荷を増やさない努力をしているとのこと。やはり、現場ではどこも同様の課題があるように思った。
- ・職員の負担軽減のため、スモールスタートとして、今いる職員でできることからデータ化を行うことが肝要である。
- ・専門知識向上のために講習や研修を定期的に行うべきである。

《利用者》

- ・ITをいかに使うかということに抵抗のない、若い世代がオープンデータの推進役となる。
- ・作成されたアプリのリンクを張るとともにアプリコンテストなどのイベントで関心層を増やしていくことが必要である。

●地域IT推進会議について

- ・地域IT推進会議では、地域全体としてのIT推進が意識されており、ITにかかる地域の課題を検討し、市の施策に反映されているが、市民の生活にITが深く浸透している現状では、本市においても、地域の幅広い分野の意見を吸い上げ、施策に生かしていく枠組みは市民福祉の向上につながると考える。

●オープンデータの有効性の検証について

- ・市域においてオープンデータを進めることによる効果、波及性を検証し、可能性を探求していく必要がある。

●オープンデータ推進の課題について

- ・情報弱者、中でも高齢者とりわけITが未普及の時代に就労されていた世代への対策が高齢化率の高い本市でも課題である。